



福島医発第2687号(地)

令和2年 1月24日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス関連肺炎に関する世界保健機関（WHO）の
緊急委員会の結果について

本年1月24日未明、世界保健機関（WHO）の緊急委員会は、中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」には該当しないとの発表が行われた旨、日本医師会より連絡がありましたので、取り急ぎ情報提供させていただきます。

なお、厚生労働省は、WHOの発表内容を精査した上で、必要な対応を講じるとしております

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

【厚生労働省HP】

○中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎に関する世界保健機関（WHO）の緊急委員会の結果について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09053.html

○中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ217F)

令和2年1月24日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

新型コロナウイルス関連肺炎に関する世界保健機関（WHO）の
緊急委員会の結果について

本年1月24日未明、世界保健機関（WHO）の緊急委員会は、中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」には該当しないとの発表を行いましたので、取り急ぎ情報提供させていただきます。

厚生労働省は、WHOの発表内容を精査した上で、必要な対応を講じるとしておりますので、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【厚生労働省HP】

○中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎に関する世界保健機関（WHO）の緊急委員会の結果について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09053.html

○中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

令和2年1月24日（金）

【照会先】

健康局 結核感染症課

感染症情報管理室長

梅田 浩史（内線2389）

課長補佐 加藤 拓馬（内線2373）

課長補佐 上戸 賢（内線2935）

（代表電話） 03（5253） 1111

報道関係者各位

中華人民共和国湖北省武漢市における 新型コロナウイルス関連肺炎に関する 世界保健機関（WHO）の緊急委員会 の結果について

世界保健機関（WHO）の緊急委員会は、1月24日未明（日本時間）、中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC: Public Health Emergency of International Concern）」には該当しないと発表しました。

これを受け厚生労働省では、WHOからの発表内容を精査した上で、必要な対応を講じてまいります。

WHOの発表（原文）

[https://www.who.int/news-room/detail/23-01-2020-statement-on-the-meeting-of-the-international-health-regulations-\(2005\)-emergency-committee-regarding-the-outbreak-of-novel-coronavirus-\(2019-ncov\)](https://www.who.int/news-room/detail/23-01-2020-statement-on-the-meeting-of-the-international-health-regulations-(2005)-emergency-committee-regarding-the-outbreak-of-novel-coronavirus-(2019-ncov))

（参考）

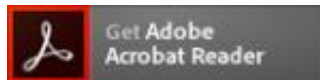
1 PHEICとは、WHOが定める国際保健規則（IHR）における次のような事態をいう。

(1) 疾病の国際的拡大により、他国に公衆の保健上の危険をもたらすと認められる事態

(2) 緊急に国際的対策の調整が必要な事態

2 過去にPHEICが出された事例は以下のとおり。

- ・ 2009年4月 豚インフルエンザA(H1N1)(新型インフルエンザ)
- ・ 2014年5月 野生型ポリオウイルスの国際的な拡大
- ・ 2014年8月 エボラ出血熱の西アフリカでの感染拡大
- ・ 2016年2月 ジカ熱の国際的拡大
- ・ 2019年7月 コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生状況



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)